

船舶事故調査報告書

平成26年10月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年4月12日（土） 12時30分ごろ
発生場所	茨城県ひたちなか市那珂湊漁港 <small>なかにみなと</small> の那珂湊港外東防波堤西方沖 ひたちなか市所在の那珂湊港東防波堤灯台から真方位133° 155m付近 （概位 北緯36°20.2′ 東経140°36.3′）
事故調査の経過	平成26年4月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ BILLABONG <small>ビラボン</small> 、0.1トン 230-50245茨城、個人所有 2.51m (Lr) × 1.05m × 0.43m、FRP ガソリン機関、114.7kW、平成20年1月 B 水上オートバイ シージャック、5トン未満 231-13829茨城、個人所有 2.45m (Lr) × 1.01m × 0.40m、FRP ガソリン機関、62.5kW、平成9年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 43歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年11月30日 免許証交付日 平成25年4月8日 （平成30年11月29日まで有効） 同乗者A 男性 50歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年7月23日 免許証交付日 平成22年9月30日 （平成28年7月22日まで有効） B 操縦者B 男性 52歳 操縦免許 なし
死傷者等	A 死亡 1人（同乗者A）、重傷 1人（船長A） B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A シート後部に破損

	<p>B 船底部に擦過傷</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長 A が 1 人で乗り組み、座席の後部に同乗者 A を乗せ、また、B 船は、操縦者 B が 1 人で乗り、C 船と共に那珂湊漁港の南方にある水族館の東方沖に集合し、しばらく付近で遊走した後、ひたちなか市の阿字ヶ浦海水浴場へ向けて C 船、A 船及び B 船の順で航行した。</p> <p>船長 A は、那珂湊港外東防波堤南西方において、右舷方に那珂湊漁港へ入港する船を認め、同船を先航させ、同船の後方に回り込んで航行したものの、同船の引き波及び防波堤からの反射波による波が立ち、A 船の船首が波に潜ってしまった。</p> <p>船長 A は、スロットルレバーを緩め、A 船がほぼ停船した状態となり、後方に座っている同乗者 A に声を掛け、船首方を見たところ、B 船が、波に乗って上方から A 船へ向けて落下するような状況となり、平成 26 年 4 月 12 日 12 時 30 分ごろ、那珂湊港外東防波堤の西方において、A 船と B 船とが衝突した。</p> <p>B 船は、A 船の船尾方至近を追走中、操縦者 B が、船首方から目を離して航行しており、視線を船首方に戻したところ、至近に A 船を認めたものの、何も動作をとれず、B 船と A 船とが衝突した。</p> <p>同乗者 A は、B 船の船首が背中に当たって海に投げ出され、船長 A は、A 船のハンドルバーで胸を強打した。</p> <p>操縦者 B は、同乗者 A が海面にうつ伏せになって浮いていたので、海に飛び込み、衝突を目撃して来援した C 船の船長と共に助け、C 船で心肺蘇生措置を施しながら那珂湊漁港へ運んだ。</p> <p>船長 A は、A 船に乗って那珂湊漁港へ向けて航行を行い、付近にいた釣り船に海上保安庁への通報を依頼し、同乗者 A はヘリコプターで、船長 A は救急車でそれぞれ別の病院へ搬送された。</p> <p>同乗者 A は、医師に死亡が確認され、船長 A は、頸部挫傷、左肋骨骨折等と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3 海象：波高 約 1 m、潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長 A は、B 船が A 船の船尾方至近を追走していることに気付いていなかった。</p> <p>操縦者 B は、ふだん、仲間と水上オートバイで航行するとき、前方の水上オートバイの船尾方至近を追走する傾向があり、危ないので、距離を保つように注意を受けていた。</p> <p>操縦者 B は、水上オートバイの操縦経験が約 3 年あった。</p> <p>船長 A は、操縦者 B が特殊小型船舶操縦士の免許を取得しているものと思っていた。</p> <p>A 船、B 船及び C 船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり A なし、B なし A あり、B あり</p> <p>A 船は、那珂湊港外東防波堤南西方沖を北進中、船首が波に潜った際、船長Aが減速し、停船した状態になったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、那珂湊港外東防波堤南西方沖を北進してA船の船尾方至近を追走中、操縦者Bが、船首方から目を離していたことから、至近にA船を認めることとなり、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、操縦免許証を受有していなかったことから、小型船舶操縦者としてB船に乗船してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、那珂湊港外東防波堤南西方沖において、A船及びB船が共に北進中、B船がA船の船尾方至近を追走していたところ、操船者Bが船首方から目を離していたため、A船が停船した状態となった際、A船とB船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常に見張りを行うこと。 ・他船を追走するときは、安全な距離を保って航行すること。